

第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の開示に係る告示の一部改正案に対する意見及びその考え方

意 見	考 え 方
<p>意見1 WDM装置の設置の有無に加え、WDMに係る空き波長、経路、ケーブル長等についての情報も事前に開示すべき</p> <p>○ 接続ルール答申(※)の中で「時間・コストの関係で事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理した上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当」とされています。今回、告示(平成13年総務省告示第395号)第一条第三項(イ)において、「…並びに波長分割多重装置の設置の有無」が追加されていますが、既に中継DFにおいて事前開示されているものと同レベルの情報であれば事前開示が適当であると考えます。したがって、設置の有無に加え、WDMに係る空き波長、経路、ケーブル長等についての情報も事前に開示すべきと考えます。</p> <p>(※)平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(情通審第69号) (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>考え方1</p> <p>○ ご指摘の点については、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情通審第69号。以下「答申」という。)に示されたとおり、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、事前開示に要する時間・コストとの関係から、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をすることが適当であるところ、WDMに係る空き波長、経路、ケーブル長等についての情報の事前開示を行うことは、事前開示に要する時間・コストの点で効率的でないものも含まれると考えられ、現時点で告示に規定することは適当ではない。</p>
<p>意見2 WDM装置の設置有無を開示するよう求める情報開示告示の改正を行う必要はない。中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に係る情報については、具体的な事業者要望を踏まえた個別調査に基づき開示することが適当。</p> <p>○ WDM装置については、誰でも容易に調達可能であり、現に多くの事業者が、当社のダークファイバと組み合わせて、自ら設置している等、当社のWDM装置にボトルネック性はないため、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えていること、また、接続事業者が当社のWDM装置を利用する場合、当社はインターフェースパッケージを新たに設置する必要があり、既存設備の貸出しを前提とした現行の接続ルールの範囲を超えることになるため、新たにWDM装置の貸出しルールを整備する必要はないことから、特別光信号中継伝送機能の接続料を設定するよう求める接続料規則の改正、及びWDM装置の設置有無を開示するよう求める情報開示告示の改正を行う必要はないと考えます。</p> <p>詳細な事前情報開示を行うためにはシステム化等に係る相応のコスト及び準備期間を要すること、また、既設WDM装置の利用に関心を示された事業者が現在に至るまで2社のみである等、既設WDM装置に係る接続事業者の利用ニーズが明らかになっていないことを踏まえ、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に係る情報については、費用対効果の観点から、具体的な事業者要望を踏まえた個別調査に基づき開示することが適当であると考えます。</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 答申に示されたとおり、WDM装置の空き波長の貸出ルールの整備に伴い、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、情報開示ルールの整備を行うことが必要であるが、WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられる。</p> <p>また、これまでにコンサルティングを要望した事業者が2社である点については、コンサルティングの対象にWDM装置の利用に係る情報提供が入っていることが明確になっていなかった点を踏まえると、この実績をもって事前開示の必要性を判断することは適当ではないことから、WDM装置の設置区間か否かを情報開示の対象に追加することとする本告示改正案は適当である。</p>

(NTT西日本)

なお、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に係る情報について事前開示を行うことは、要する時間・コストの点で効率的とは言えず、具体的な事業者要望を踏まえた個別調査に基づき開示することは合理的であると考えられる。

接続料規則の改正を行う必要はないとの意見については、「電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びその考え方」における考え方8に示されたとおり。